

公 告

綾川町公告第67号

綾川町公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査業務に係る事業者選定として、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和6年5月7日

綾川町長 前田 武俊

1. 業務の概要

(1) 業務の名称

綾川町公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査業務

(2) 業務の内容

本業務は、別紙「綾川町公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された契約候補者の企画提案書を基に、本町と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和7年1月31日（金）まで

2. スケジュール

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 募集開始 | 令和6年5月7日（火） |
| (2) 質問受付期限 | 令和6年5月14日（火）まで |
| (3) 参加申込書受付期限 | 令和6年5月15日（水） |
| (4) 質問回答 | 令和6年5月17日（金）まで |
| (5) 企画提案書受付期限 | 令和6年5月24日（金）まで |
| (6) プレゼンテーション審査 | 令和6年6月上旬予定 |
| (7) 結果通知 | 令和6年6月中旬予定 |

3. 参加資格

本委託業務の実施に必要な能力を有し、次に掲げる要件を満たす法人その他の団体とする。

- (1) 令和5～6年度綾川町競争入札参加資格者名簿に登録済み又はプロポーザルの参加表明時に綾川町競争入札参加資格取得に必要な書類一式を提出できること。
- (2) 香川県内に営業拠点があること。
- (3) 企画提案書の受付開始の日から提出期限の日までの間、町が行う入札参加停止措置の期間中にないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 国税及び都道府県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法（昭和27年法律172号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (8) 次のアからカのいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実

質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らず、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(9) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。

(10) 過去5年以内における本委託業務と同種の業務（四国内の地方公共団体が発注する環境省間接補助事業〔二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金〕の調査・検討業務）を履行した実績を有する者であること。

(11) 四国内営業拠点に在席する者（職員）で、過去5年以内における本委託業務と同種の業務（四国内の地方公共団体が発注する環境省間接補助事業〔二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金〕の調査・検討業務）を履行した実績を有する者を本件の管理技術者及び主要な担当者に配置すること。

4. その他

本プロポーザルに関する詳細は、「綾川町公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査業務プロポーザル実施要領」によるものとする。

エ 業務担当者調書（様式任意）

※会社概要等のパンフレット類がある場合は、それを添付すること。

5. 問合せ先・提出先

〒761-2392 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地
綾川町住民生活課
TEL : 087-876-1114 FAX : 087-876-3120
Eメール : kankyo@town.ayagawa.lg.jp